

公益財団法人三康文化研究所附属

三康図書館閲覧規程

制 定 昭和 39 年 11 月 13 日

改 正 平成 25 年 5 月 22 日

最終改正 令和 3 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 あらゆる属性（国籍、所属、性別）を問わず、すべての人に対して知る自由を保障する図書館として、自主的な学習、研究を支援し個人および社会的な「知の構築」に貢献することを理念とし、本館は仏教文化に関する資料を収集する外、文化一般にわたる資料を収集、保存して一般公開を図り、もって学術研究の発展と社会の公益増進を図ると共に閲覧者の利便に供することを目的とする。

(入館資格)

第 2 条 年齢に関係なく誰でも自由に入館し、本館を利用することができる。

(開館時間)

第 3 条 開館時間は午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、事情によりこれを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 休館日は次のとおりとする。ただし、事情によりこれを変更し、または臨時休館日を指定することができる。

- 2 毎週土曜日
- 3 毎週日曜日（なお、国民の祝日と重なったときは、その直後の国民の祝日でない日を休館日とする）
- 4 国民の祝日
- 5 夏季図書整理期間
- 6 年末年始

(入館料)

第 5 条 入館料は 1 回につき 100 円とする。ただし、高校生以下及び 18 才未満は無料とする。

- 2 回数券は 6 枚綴り 500 円、13 枚綴り 1,000 円とする。

(入館方法)

第6条 入館者は前条による入館料と引き替えに入館票の交付を受け、退館のときは、これを返却しなければならない。

2 入館者の外出は1日1回とし、時間は1時間以内とする。ただし、やむをえないときは、この限りではない。

(図書の利用方法)

第7条 図書資料を利用しようとする者は、図書請求票に所定の事項を記入の上、受付に提出し、図書と引き替えに入館票を預けてこれを借受けなければならない。ただし、閲覧室に開架してある図書は、自由に利用することができる。

2 借受図書および開架図書は、原則として閲覧室内で利用しなければならない。

3 一時に利用することのできる図書資料は、ブックトラック1台以内とする。

4 館外への図書貸出は原則として行わない。ただし、文化団体等が主催する展示会等への貸出しについては、この限りではない。

5 文献の複写並びに翻刻・覆刻等については、別に定める三康図書館文献複写細則による。

(損害の賠償)

第8条 閲覧者が借受図書を紛失し、または汚損き損したる時は、事情の如何を問わず同一の図書若しくは時価で弁償させることができる。

2 設備、器具等を故意に破損したる時も、それ相応の弁償をさせることができる。

(入館の拒否または退館)

第9条 次の各項のいずれかに該当する者は、入館を拒否し、または退館させることができる。ただし、入館料は返却しない。

2 故意に前条の行為をなしたる者。

3 伝染性疾患のある者、または館内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者。

4 館則に違反し、または館員の指示に従わず不法行為をなしたる者。

5 その他、当館の指定した事項に違反した者。